

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,206,000千円 H29. 2.28まで	H25. 3.21 プノンペンで (同日)	日本側 隈丸優次在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣	H25. 4.10 124号
カンボジア	カンボジア工科大学施設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	カンボジア工科大学施設機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	596,000千円 H28.11.30まで	H25. 3.21 プノンペンで (同日)	日本側 隈丸優次在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣	H25. 4.10 125号
カンボジア	シハヌーク州病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	シハヌーク州病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,321,000千円 H29. 2.28まで	H25. 3.21 プノンペンで (同日)	日本側 隈丸優次在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣	H25. 4.10 126号
カンボジア	コンボントチャム及びバットタンベン上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	コンボントチャム及びバットタンベン上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,355,000千円 H32. 1.31まで	H25. 6. 5 プノンペンで (同日)	日本側 隈丸優次在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣	H25. 6.20 214号
カンボジア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	258,000千円 H31. 1.31まで	H25. 6. 5 プノンペンで (同日)	日本側 隈丸優次在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣	H25. 6.20 215号
カンボジア	第二次地雷除去活動強化計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第二次地雷除去活動強化計画の実施に必要な生産物及び役務の購入	898,000千円 -----	H25.10.30 プノンペンで (同日)	日本側 隈丸優次在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣	H25.11.20 341号
カンボジア	国道一号線改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	国道一号線改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,585,000千円 H29.11.30まで	H25.12.15 東京で (同日)	日本側 隈丸優次在カンボジア大使 カンボジア側 ロン・ピサロ外務・国際協力省長官	H26. 1.17 16号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	アソコール・ワット西参道修復 機材整備計画のための贈与に關 する日本国政府とカンボジア王 国政府との間の交換公文	アソコール・ワット西参道修復機材整備計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	94,700千円 H29.8.31まで	H25.12.15 東京で (同日)	日本側 隈丸優次在カンボ ジア大使 ロン・ピサ カンボジア側 ロン・ピサ ロ外務・国際協力省長官	H26.1.17 17号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	修正の内容	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	シハヌーク州病院整備計画のための贈与に關する平成二十 五年三月二十一日付けの取極の修正に關する日本国政府と カンボジア王国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「1,554,000千円」に改める。	H25.12.15 東京で (同日)	日本側 隈丸優次在カンボ ジア大使 ロン・ピサ カンボジア側 ロン・ピサ ロ外務・国際協力省長官	H26.1.17 15号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。